

○桑名市行政視察に伴う費用徴収について（内規）

（趣旨）

桑名市が行政視察を受け入れ、視察者に保有・蓄積している行政情報を提供する場合において、費用を徴収するものとする。

（視察研修費の徴収費用等）

市は、視察資料及び会場使用等に係る費用として、視察者1人あたり1,000円、市政資料（広報くわな本物力特集総集編）に係る費用として、1団体あたり500円を徴収する。オンラインによる視察の場合は、1団体あたり10,000円を徴収する。

ただし、行政視察の過程において有料施設入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、当該費用について別途徴収するものとし、先進的で独創性のある事業等を対象とした視察については、別に内規で定める費用を徴収することができる。

視察対応ならびに徴収の庶務は、その視察内容を所管する課において行う。また、標準所要時間は概ね2時間以内とする。

なお、公共団体の議員の視察対応ならびに徴収の庶務は議会事務局において行う。また、公共団体の議員に係る視察研修費については、別に内規で定める。

（徴収対象となる行政視察）

市が作成した資料に基づき、視察者に対して、説明及び資料配布を行う場合。

（徴収対象者）

公共団体の職員及び随員職員等とする。

（徴収の免除）

桑名市民、報道関係者及び、三重県内、友好都市、視察内容を所管する課において過去2年以内に行政視察を行った実績がある公共団体、その他市長が認める場合。

ただし、過去2年以内に視察内容を所管する課が行った行政視察において、費用を徴収された公共団体等は除く。

（実施時期）

令和6年6月1日以降に実施するものから適用する。